IFRS 10Minutes

PwCが国際財務報告基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 31 2015年10月

pwc

東証

「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の 開示内容を分析 東証が9月1日に公表した、「会計基準の選択に関する基本的な考え方注」の開示内容の分析結果によると、IFRS適用会社(適用済、適用決定、適用予定含む注2)は112社、時価総額合計は147兆円となっています。

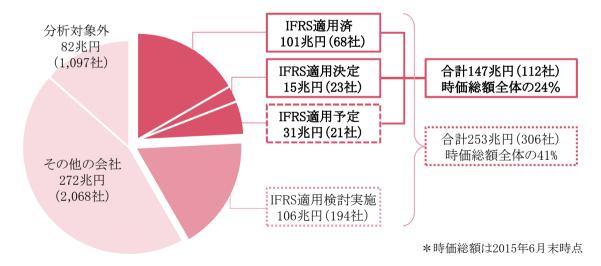
今回の対象は、基本的に、2015年3月31日決算会社であり、それ以後の決算会社を含めた分析が今後進むにつれ、IFRS適用会社の数は拡大する可能性があります。

東証上場会社 時価総額全体(607兆円)に占める IFRS適用状況別の時価総額(会社数)

ハイライト

- ・収益認識基準の 修正案
- IASB 2015アジェン ダ協議
- ・IFRS財団体制と有効性に関する評議 員会のレビュー
- その他のIFRS関連 ニュース

基準書、マニュアル他 IFRSの総合的な情報は *Inform*



- (注1) 「日本再興戦略」改訂2014で、IFRSの任意適用企業の拡大促進のため、上場企業に対し「会計基準の選択に関する基本的な考え方」について投資家に説明するよう東証から促すことが記載された。これを受けて東証は、2015年3月末の決算年度の短信から、IFRSの適用を検討しているかなどの「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の記載を要請した。
- (注2) 「適用済」・「適用決定」は、東証サイトの「IFRS適用済・適用決定会社一覧(http://www.jpx.co.jp/listing/stocks/ifrs/)」に 掲載されている会社。「適用予定」は、「基本的な考え方」でIFRS適用予定の旨を記載した会社。

What's New





日付	主体	2015年7月~9月の主なニュース
07月08日	IFRS財団	IFRS財団:体制とその有効性に関するレビューを公表【03ページ】
07月22日	IASB	新収益基準(IFRS第15号)の発効日を1年延期して2018年1月1日とすることを仮決定(9月11日に改訂基準を公表)
07月30日	IASB	新収益基準(IFRS第15号)を明確化する公開草案を公表【01ページ】
08月10日	IASB	2014年9月公表の関連会社および共同支配企業に関わる会計基準の修正の発効日延期を提案【04ページA】
08月11日	IASB	第2回目のアジェンダ協議を公表【02ページ】
09月01日	東証	決算短信における「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析について公表【表紙】
09月04日	金融庁	修正国際基準(JMIS)にかかる「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等を 改正
09月11日	IASB	新収益基準(IFRS第15号)の発効日を1年延期して2018年1月1日とする基準の改訂を公表 【04ページB】
09月14日	IFRS財団 •IASB	「公益に資する作業:IFRS財団とIASB」を公表【04ページC】
09月23日	IASB	保険会社のIFRS第9号の発効日に関する経過措置を仮決定(2015年内に公開草案を公表予定)【04ページD】
09月25日	IASB	ワークプランを更新-新しいリースの基準を年内に公表予定であること等が示される

◆組織名の略称: 国際会計基準審議会(IASB)、企業会計基準委員会(ASBJ)、米国財務会計基準審議会(FASB)

01

収益認識基準 明確化の提案

IASBは、7月30日、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を明確化する修正案を公表しました。新収益基準の適用上の問題点などを検討するIASBとFASBの共同移行リソースグループ(TRG)での議論を踏まえた提案です。

IASBは、基本的に、基準の本文を変えず、ガイダンスや設例を修正・追加することで基準の明確化を図る提案をしています。

米国基準の対応

IASBと同様にFASBも新収益 基準を明確化する修正案を公 表。右表の修正内容の他、 FASBは独自の修正も提案し ているため、特定の取引にお いて、両基準の取扱いに差異 が生じる可能性が考えられる。

日本基準の対応

ASBJはIFRS第15号を踏まえた 収益基準の開発について検討 中。

IFRS第15号の修正案 (FASBの提案と同一)

<本人・代理人> 財またはサービスの提供に他の当事者が関与する場合における本人または代理人の判定

- 本人・代理人の判定における支配の原則(B35*)と支配の指標(B37*)の関係の明確化 ▶ (現行基準に記載の)代理人であることを示す指標を、本人であることを示す指標に修正
- サービスや無形資産を提供する場合における、「支配の原則」を適用する上での考え方の明確化

<知的財産のライセンス> 売上高・使用量ベースのロイヤルティで対価を受けとる場合

● 売上高・使用量ベースのロイヤルティの「変動対価の見積りの原則(56項*)」に対する例外規定(B63)について、その例外 規定の適用範囲の明確化

<経過措置> 移行前の契約変更の取扱いに関する便法

● 比較期間の期首より前に生じた契約変更による影響を一括して反映することができるとする便法の追加

IFRS第15号の修正案 (FASBの提案と異なる)

<履行義務の識別> 複数の財またはサービスが含まれる契約における単一の履行義務の識別

- 単一の履行義務かどうかを判断する際の判断要件の考え方の明確化
 - ▶「区分して識別可能(27項(b)*)」であることを示す指標(29項*)の理解に資するよう 設例を追加・修正(相互に影響し変化が生じる関係にあるか検討が必要)

FASBは単一の履行義務を識別する要件の一つ、「契約の観点から区分して識別可能」の判断要素まで明確化

<知的財産のライセンス> ライセンスに係る2つの区分(アクセスする権利・使用する権利)の要件

- (ライセンスを顧客に供与する際の)企業の約束の性質による区分要件(B.56-B.58*)の 明確化
 - ▶ 区分要件の一つ、顧客が権利を有する知的財産に企業の活動が「著しく影響を与える」の判断において、知的財産の効用(形式、機能性、価値)に与える影響も考慮

FASBはライセンスの性質による 区分に応じた具体的なガイダン スを提供

<経過措置> 移行時で完了した契約の取扱いに関する便法

● 比較期間の期首に完了済の契約はIFRS第15号の適用は必要ないとする便法の追加

FASBは修正しない(便法なし)

発効日の延期に関しては、04ページ「その他の関連ニュース」B. に記載しています。

* IFRS第15号の該当する項番号

02

IASB 2015 アジェンダ 協議

IASBは、8月11日、意見募集「2015アジェンダ協議」を公表しました。最初のアジェンダ協議は、2011年に実施され(フィードバック・ステートメントは2012年公表)、今回が2回目となります。

今回は、IASBの戦略的な方向性および作業計画におけるプロジェクトの優先順位とバランスに関して、意見が募集されています。また、今回のアジェンダ協議では、アジェンダ協議を行う間隔について、現在の3年が適切かどうかに関する質問も含まれています。

意見募集の期限は、2015年12 月31日です。 IASBの基準は、右側の3つのプロジェクト(B.リサーチ・プロジェクト、C.基準レベル・プロジェクト、D.維持管理・適用に関するプロジェクト)を進めることにより開発されます。アジェンダ協議は、左側のA.アジェンダ・リクエストにおける意見募集です。



B. リサーチ・ プロジェクト

(問題を評価し解決案を開発) プロジェクト (17個*)

のれん及び減損、 法人所得税、退職後給付、 引当金など(アジェンダ協 議32項、付録A参照)

<u>C. 基準レベル・</u> プロジェクト

(解決策を提案し 基準を設定)

主要プロジェクト (8個*)

保険契約、リース、概念 フレームワーク、開示に 関する取組みなど (アジェンダ協議45項参照)

D. 維持管理・ 適用に関する プロジェクト

(基準を修正又は解釈)

プロジェクト (13個*)

解釈指針、年次改善、 狭い範囲の修正、PIR

* 2015年7月31日時点のプロジェクト数

【基準開発】 証拠に基づく意思決定

アジェンダ協議 意見募集の質問内容

- Q1 <u>全体質問</u>:財団のリソースの配分で考慮すべき要素
- Q2 <u>B.リサーチ・プロジェクト</u>:プロジェクトの構成
- Q3 <u>B.リサーチ・プロジェクト</u>:プロジェクトの優先順位
- Q4 C. 基準レベル・プロジェクト: 主要プロジェクトの作業計画
- Q5 D. 維持管理・適用に関するプロジェクト:対応の十分性
- Q6 全体質問: 基準の変更のペース、詳細さの適切性
- Q7 <u>全体質問</u>:作業計画に関するその他のコメント
- Q8 アジェンダ協議の頻度(現在の3年を5年に変更する提案についてのコメント)

リサーチ・プロジェクト

- 17個のプロジェクトは、第1回のアジェンダ協議 で提示されたものが主だが、IFRSICやPIRの要 望を受けて増加
- 意見募集のQ2では、新たなプロジェクトを追加 すべきか、削除するプロジェクトはないか質問
- 17個のうち3つのプロジェクト(採取活動、外貨換算、高インフレ)が休止中

IFRS財団 体制と有効性に 関する評議員会 のレビュー

IFRS財団は、7月8日、意見募集「IFRS財団:体制とその有効性に関する評議員会のレビュー:レビューにあたっての論点」を公表しました。意見募集の期限は、2015年11月30日です。

当文書では、IFRS財団が設定 した主要な戦略目標に関して、これまでに達成された事項を示した うえで、今後の財団の活動等に ついてコメントを募集しています。

戦略目標の1つである、「IFRS のグローバルなアドプション」に 関して、IFRS財団は適切かつ 効果的な手段を講じているとし て、今回のレビューでは変更の 提案をしていません。

戦略目標	主な質問
グローバルな	Q: IASBの任務の拡大についてどう考えるか?
単一セットの基準の開発	・民間の非営利セクターのための基準開発についてどう考えるか・統合報告に積極的な役割を果たしていく提案に同意するか・ IFRSタクソノミの戦略(IFRSのタクソノミを財団が自ら開発・ 維持管理することなど)に同意するか
IFRSO	Q: 現在の財団の取組みはどうか?他に行うべきことはあるか?
首尾一貫した適用	< IFRS財団が行っている(行う予定の)取組み(例) > ・ 証券規制当局等との協働 ・ 移行リソースグループ (TRG) のレビュー
	 IFRS解釈指針委員会 (IFRS-IC)の活動範囲の増大 IFRS教育活動 適用後レビュー
IFRS財団の組織 の独立性、安定性、	Q: メンバー構成等の変更案に同意するか?資金調達モデルの 強化案は?
説明責任の確保	 財団のガバナンスの3層構造の機能をどう改善し得るか 評議員の地理的分布の変更案(総数は変更なし)に同意するか IASBメンバー総数の削減案(16名から13名)に同意するか IASBメンバー任期の変更案(再任時の任期を3年から5年以内)に同意するか 現状の資金調達モデルの機能を強化し得る方法はあるか

十十か時間

電子ファイリングの現状と今後の方向性を理解するため、 IFRS財務諸表のファイリング等に関する各法域の要求事項のプロファイル作成中

将来、TRGの運営をレビューし、その有効性や議論の結果開発されたガイダンスが財団の要求に沿ったものか評価予定

現在日本からの評議員メンバーは2名(岡田譲治氏、佐藤隆文氏)、IASBメンバーは1名(鶯地降継氏)

IASBメンバーの削減対象と して、アジア・オセアニア地 域から1名減らすこと(現状4 名→3名)が提案されている

公的支援が全体の半分超を 占めるが、GDPに比例した モデルによる設定額より拠出 が少ない/まったく行ってい ない法域がある

04

その他の IFRS関連 ニュース

7月からの3カ月間の、IFRSに 関連するその他のニュースを紹 介します。

さらに直近のニュースをご覧になりたい場合は、PwCのInformウェブサイトをご利用ください。

Inform



A. IASBが2014年9月に公表した関連会社および共同支配企業に関わる会計基準の修正の発効日延期を提案 (8月10日)

IASBは、2014年9月に公表した「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の狭い範囲の修正)」の発効日延期を提案する公開草案を公表しました。

2014年9月の狭い範囲の修正は、企業がその関連会社または 共同支配企業の間で資産を売却または拠出した際に認識する 利得および損失の算定方法に関わる修正です。

IASBはこの狭い範囲の修正の発効日である、2016年1月1日以後開始する事業年度、を取り除くことを提案しています(早期適用は引き続き認められます)。代わりに、企業は、IASBが予定している、より広範な見直しが終わるまで適用を待つことが可能となります。広範な見直しによって、このような取引の会計処理や関連会社と共同支配企業に関わる他の会計処理が単純化される可能性があります。

意見募集の期限は2015年10月9日です。

B. IASBが新収益基準(IFRS第15号)の発効日を1年延期して 2018年1月1日とする基準の改訂を公表(9月11日)

IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の発効日を1年延期して、2018年1月1日以後開始する事業年度から適用とする改訂基準を公表しました。早期適用は引き続き認められます。

なお、FASBは、8月12日に、新収益認識基準の発効日を1年延期し、公開企業について、2017年12月15日より後に開始する年度より適用する改訂基準を公表しました。当初、早期適用は認められていませんでしたが、当初の発効日である2016年12月15日より後に開始する年度の早期適用は認められます。

C. IASBとIFRS財団が「公益に資する作業:IFRS財団とIASB」 を公表(9月14日)

IASB議長Hoogervorst氏及びIFRS財団評議員会議長Prada氏は、本文書で、基準設定活動の核は、公益に資する作業をすることであると述べ、世界の金融市場に透明性、説明責任および効率性をもたらすために、IFRSがどのように作られているか説明しています。また、IFRSは、信頼、経済成長及び長期的な金融の安定に寄与するという観点から、一般市民に関連するとしています。

本文書では、以下の3つの主要トピックをあげ、財団が焦点をあてている公益性について説明しています。

- IFRSの読者 基準設定の取組みにおける利害関係者は社会 全般である。主たる読者は投資家であるが、財務報告は規制 当局の重要な情報源でもある。
- IFRSの特徴ー会計基準の目的は、経済実態を、できる限り忠 実かつ中立的に描写することであり、形成することではない。経 済実態とは何か、その最善の描写方法が何かについて様々な 見解があるため、熱い議論が繰り広げられる。
- 財団の3層構造、ガバナンス、資金調達 IASBは、その独立性を、現在のチェック機能と適切な均衡状態により確保している。また、IFRS財団は、モニタリング・ボードを通じて資本市場当局の監視のもとにある。

D. IASBが保険会社のIFRS第9号の発効日に関する経過措置について仮決定(9月23日)(公開草案は2015年公表予定)

IASBは、保険契約を主たる事業とする企業について、IFRS第9号「金融商品」(2014年7月)の発効日を2021年まで延期することを認める経過措置について公開草案を公表することを仮決定しました。この経過措置は、新たな保険契約基準の適用前にIFRS第9号を適用する際の困難性を考慮したものです。

本経過措置を定めるIFRS第4号「保険契約」を修正する公開草 案は、2015年中に公表される予定です。

なお、新たな保険契約の最終基準は2016年の公表が予定されています。

IFRSの基準書や総合的な情報は **Inform**

How PwC can help

PwCがお手伝い できること

IFRS導入支援

全面的なIFRSコンバー ジョン支援から、特定領 域のみのアドバイザリー まで幅広くご支援します。

グローバル勘定科目 統一支援

経営情報の比較可能性 向上と業務効率化のた め、勘定科目の整備と会 計マニュアルの作成をご 支援します。

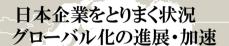
内部監查支援

アドバイスから、リソース の提供、アウトソーシング まで、クライアントの体制 とニーズに適した関与形 態でご支援します。

決算期統一• 決算早期化支援

決算早期化の阻害要因 を解決し、マネジメントサイクルの統一をご支援します。





海外子会社とのコミュニケーション/協働体制を推進する必要性 グローバル経営管理体制の強化/再構築の必要性



企業買収・再編関連 経理人 会計アドバイザリー の研修

M&Aなどの取引実行前 段階から実行後段階ま で、すべての場面で会計 アドバイスを提供します。



クライアントのニーズに合 致したカスタマイズした研 修を提供して、経理人材 の育成を支援します。



海外進出に当り、現地調査から設立手続きまで総合的に支援します。



複雑な会計領域のアドバイス

複雑な会計領域について、戦略的な会計処理を ご提案します。

Contact us

PwC Japan

PwCあらた監査法人

京都監査法人

プライスウォーターハウスクーパース株式会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japan IFRS ウェブサイト:

http://www.pwc.com/jp/ja/ifrs.html

Inform (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

https://inform.pwc.com/inform2/show?action=selectAppLanguage&id=ja

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: aarata.ifrs@jp.pwc.com

責任者: 小林 昭夫 澤山 宏行

IFRSの基準書や総合的な情報は **Inform**



© 2015 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.